
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。12番、阿部君から、一身上の都合により本日の臨時会を欠席する届出が提出されておりますので、報告いたします。なお、11番、川合君から、都合により遅れる旨の届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和6年第1回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、川端君、3番、橋本君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元の行政報告の資料に基づきまして、御報告を申し上げます。

初めに、1ページの上段でございますが、「大雨による被害状況について」でございます。11月7日に起きました大雨についての内容でございますが、さきの12月の定例会におきまして中間報告をさせていただきましたが、最終的に被害額が確定いたしました。その額は26件で1,500万円ということでございますので、御報告をいたします。

次に、2の「ホッカイドウ競馬に関する要望活動について」でございます。管内各町長と共に昨年12月25日になりますが、北海道知事、あるいは北海道議会のほうに次の事項について要望して

まいったところでございます。

ページめくっていただきまして、3の「寄付について」でございますが、1件の寄附がございました。寄附者の御厚志に感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただくつもりでございます。

次に、4の「建設工事等に係る入札発注状況について」でございますが、建設工事及び設計等業務委託につきまして、昨年12月7日に委託業務の1件の入札を執行し、発注を行ってございます。詳細につきましては次ページ、3ページのとおりでございますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を願います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) おはようございます。私から2点について教育行政報告を申し上げます。

まず、1点目の寄付についてですが、お手元に配付の資料に記載のとおり、令和5年12月8日に新ひだか町奨学資金として1件の寄附がございました。寄附者の御厚志に感謝を申し上げ、有効に活用させていただきます。

次に、2点目ですが、令和5年度新ひだか町教育委員会表彰についてです。令和5年12月18日に本町の教育、文化及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた1名、1団体の方々に教育奨励賞を贈呈いたしました。詳細については記載のとおりとなりますのでお目通しをいただき、説明は省略させていただきます。受賞されました皆様方のますますの御活躍を御期待申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) おはようございます。それでは、ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。令和5年専決処分第7号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和5年12月18日付でございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思っております。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、新ひだか町は、令和5年11月11日に発生した損害賠償請求事件におい

て、新ひだか町の損害賠償額11万6,215円で相手方と和解したものでございます。

なお、事件の概要でございますが、令和5年11月11日午後3時40分頃、町所有のスクールバスが新ひだか町静内青柳町1丁目ローソン静内青柳町店前の国道の交差点付近を三石方面に向かって走行中、静内入船町方面から走行してきた救急車両が交差点において右折したため、スクールバスの前を走行していた相手方車両が急停止したので、ブレーキをかけましたが間に合わず、相手方車両の右後方に衝突し、損傷させたものでございます。なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が10、相手方がゼロで、自動車修理費用、その他一切の費用を賠償額として支払うものでございます。なお、全額町が加入します一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により支払われております。

今回の事件につきましては、運転手の注意不足により発生したものでございまして、今後このようなことを起こすことのないように注意喚起を図るとともに、交通法規の遵守及び事故防止を徹底するよう指導に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

桂田議会事務局長。

[議会事務局長 桂田達也君登壇]

○議会事務局長(桂田達也君) ただいま上程されました報告第2号について御説明いたします。

報告第2号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめぐりください。令和5年専決処分第8号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は、令和5年12月18日となっております。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、新ひだか町は、令和5年11月8日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額8万8,202円で相手方と和解したものでございます。

事件の概要でございますが、本件は令和5年11月8日午後4時10分頃、職員が出張先の幕別パークプラザ横の駐車場から公用車を発進し、右折し始めたところハンドル操作を誤り、駐車中の相手側車両左側前部バンパーに接触し、損傷させたものであります。

この事故は、職員の運転操作誤りにより発生したものでございまして、今後このような事故を起こすことのないよう十分注意をし、安全運転の励行に努めてまいります。なお、賠償額の清算につきましては、全額全国自治協会自動車損害共済より支払うこととしてございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の補正予算でございますが、一般会計で2点の補正がございます。1点目はふるさと応援寄附金の増額に伴い必要となる経費を追加計上するもの、2点目は国の低所得者支援及び定額減税補足給付金の給付事業に係る経費について予算計上しようとするものでございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,705万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億8,251万円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般6ページをお開きください。歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、2目 地域振興費で9,762万円の追加計上でございます。事業目11 ふるさと応援寄附事業になりまして、ふるさと応援寄附金につきましては、さきの12月定例会補正予算において当初予算額2億円から想定寄附額を3億2,000万円と見込んで補正させていただきましたが、その後想定以上に寄附額が伸びたことから1億6,000万円を追加し、4億8,000万円で見積もってございまして、寄附金額の増額に伴い寄附者への返礼品や業務代行手数料等も増額となり、現計予算に不足が見込まれることから所要の額を追加しようとするものです。なお、追加補正額9,762万円のうち寄附金増額分1億6,000万円に対する経費の上限50%となる8億円をふるさと応援寄附に係る経費、残りの1,762万円につきましては特産品開発に係る経費として計上してございまして……失礼しました。寄附額の上限8億円と申しましたが、8,000万円の訂正でございます。申し訳ございません。8,000万円をふるさと応援寄附に係る経費、残りの1,762万円につきましては特産品開発に係る経費として計上してございまして、財源としてふるさと応援寄附金を8,000万円充当してございます。

その下の13目 地方創生費では9,943万6,000円の追加計上でございます。事業目6 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業では、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対して追加給付するもので、1つは令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するもの、もう一つは子ども加算給付金として令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯に対して児童1人当たり5万円を支給しようとするものでございます。

事業費の内訳ですが、給付対象となる令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を700世帯分7,000万円、子ども加算給付金児童数を500人、2,500万円と見込み、給付金を9,500万円のほかに

システム改修経費及び支給対象者への通知文等の印刷、発送等に係る事務経費を計上してございます。なお、本事業の財源ですが、国の重点支援地方創生臨時交付金を同額充当してございます。なお、国からは令和6年度に新たに住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税となった世帯、いわゆる家計急変世帯や、またこの対象となる世帯への子ども加算給付金、さらに所得税や個人住民税所得割から減税し切れない分に対する定額減税補足給付金の通知も来ておりますが、こちらにつきましては令和6年度事業となりますので、来年度の早い段階で補正予算を計上させていただきたいと考えてございます。

7ページに参りまして、13款 諸支出金、1項、1目 基金費、事業目1 各種基金積立金では8,000万円の追加計上でございまして、前段で御説明いたしましたふるさと応援寄附金の想定寄附額の増額に伴い、歳入において1億6,000万円を今回追加計上してございますが、歳出のふるさと応援寄附事業に充当する8,000万円を差し引いた残りの8,000万円を積み立てようとするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページにお戻りください。2 歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として御説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、今回の補正予算の収支調整でございますが、11款、1項、1目 地方交付税の1,762万円の追加で行ってございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、川合君。

○11番(川合 清君) 昨年の年末の補正予算も含めて、これらの給付対象に対する給付世帯の比率というのはどれくらいになるのか、大まかに教えていただきたい。

それと、昨年末に同事業で均等割のみ世帯に対する灯油の補助があったのですが、北海道からのそれに対する報告なんぞがあれば教えていただきたい。

○議長(福嶋尚人君) 浦東福祉課長補佐。

○福祉課長補佐(浦東史博君) まず、1点目の給付の世帯率ということなのですが、特にそういった数字は私どものほうで出しておりませんので、今回補正させていただく部分に関しましては説明重複になりますけれども、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯について700世帯を見込んで1世帯当たり10万円と。あとは、そこにさらに子ども給付加算ということで令和5年度の住民税非課税世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯、270世帯と見込んでいますけれども、実質対象者は扶養されている18歳以下の児童500人を見込んでおりますので、そういった人数で御理解のほうをいただきたいと思えます。

また、2点目の北海道における給付の関係につきましては、北海道のほうからそういった通知、実績報告等は示されておりませんので、お答えのほうはちょっとしかねるところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ある町村では、対象者の6割ぐらいしかこの給付を受けていないという話を聞いたことあるのです。それで、この議会でも言っていますけれども、対象者に対する注意喚

起というのですか、通知書が送られてくると。その返信を受けてそこに給付するわけですが、なかなか対象者だというふうに思っていない人が、その注意喚起を力入れてやりますという答弁もあるので、そういう努力がどこまでされるのかというふうに心配されるので聞いているのですが、本当に分からないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 浦東福祉課長補佐。

○福祉課長補佐(浦東史博君) 申し訳ありません。1点目の質問についてちょっと見当違いな回答をしてしまいました。昨年の、これまでの給付金いろいろ10万円、5万円だとか、3万円だとかやっていますが、大体給付率は対象者世帯に対して95%程度というふうになっております。昨年12月の定例会だったでしょうか、お答えしましたとおり単純に支給対象者にあなたは対象ですよというような通知を1回送りますけれども、その支給率を上げるために改めて対象けれども、書類が出されていない世帯に対してはもう一度同じような文書を送るなどして、もちろん広報も1回でなく2回ぐらいやったりするなど、そういった努力を重ねまして最終的に95%を若干超えるような給付率になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 年末補正した7万円については、前の3万円と同じ世帯だと思いますからすぐ発送できると思うのですが、いつぐらいの発送を予定しているのか。

それと、今回の均等割のみ世帯はシステム改修をしなければならないということになっているのですが、そちらの通知というのはいつぐらいから発送される予定ですか。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 年末の7万円の通知につきましては1月末には皆さんのほうに通知をお届けしたいというふうに考えているところでございます。今回提案しております住民税非課税世帯、また子どもの加算の部分につきましては3月下旬をめどに給付を行いたいと考えてございます。

大変申し訳ございません。今非課税世帯と申しあげましたけれども、均等割のみ課税世帯と子どもの加算分ということになります。大変申し訳ありません。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第7号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第2号 新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山生活環境課長。

〔生活環境課長 中山雄一郎君登壇〕

○生活環境課長(中山雄一郎君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号について御説明いたします。

議案第2号は、新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容につきましては、参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げますので、3ページのほうを御覧ください。

今回の改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行により戸籍事務に係るサービス内容が令和6年3月1日から変更になることに伴い、令和5年12月6日に公布されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に基づき手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

初めに、1の改正内容でございますが、1点目に戸籍及び除籍謄本等の広域交付サービス開始に係る改正でございます。これまで本籍地でしか取得することができなかった戸籍謄本等について、本籍地以外の市区町村でも交付請求が可能となることに伴う改正でございます。これまでは相続関係の手続等において必要となる出生から死亡までの全ての戸籍を取得するためには、本籍を置いたことのある全ての市町村に出向くか、郵送請求により戸籍を取得しなければなりませんでしたが、戸籍情報のネットワーク化により近くの市町村で一括して全ての戸籍を取得することができるようになるものでございます。なお、手数料の額につきましては、これまでと変わらず戸籍謄本等は450円、除籍謄本等は750円となります。

2点目は、戸籍届書等情報内容証明書の交付及び閲覧に係る改正でございます。こちらは死亡届や婚姻届などの届出書に係る情報内容について画像情報として作成した情報内容証明書の交付請求や閲覧請求が可能となることに伴う改正でございます。これまでは戸籍届出書等を受理した市町村でしか証明書は取得することができませんでしたが、改正後については画像情報として作成した電子データが原本として使用可能となることから、その電子データを使用して受理地及び本籍地の両市町村で証明書の取得及び閲覧ができることとなります。こちらの手数料の額はこれまでと変わらず1件につき350円となります。

3点目でございます。3点目は、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の新設でございます。こちらはパスポート等の申請手続をオンライン上で可能とするため、必要な戸籍等の電子証明書提供用識別符号、いわゆる電子的な戸籍記録事項の証明書提供用のパスポートになりますが、このパスワードの発行に係る手数料の新設となります。この電子証明書提供用識別符号を利用した行政手続の運用開始については、現時点では令和6年度末を予定しておりまして、最初にパスポートのオンライン申請の運用開始が予定をされております。金額につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円となります。この手数料額は、国において戸籍事務に係る手数料については全国的に統一して定めることが必要として、先ほど申し上げました手数料の標準政令で定められた額となります。

次に、2の施行期日ですが、この条例は、令和6年3月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号に対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第2号 新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和6年第1回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時02分)